6　成年後見制度

（１）成年後見制度について

問合せ先　福祉課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

下記事業内容による支援・助成がありますので、上記問い合わせ先へ直接、お問い合わせいただくか、司法書士や法律事務所などを介するなどして、ご相談ください。

〇事業内容

・後見開始等審判申立てに関する支援
・審判申立てに係る収入印紙代等の助成
・成年後見人等に対する報酬等の助成